

相楽東部広域連合立学校の区域外就学に関する規則

平成22年1月27日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第9条の規定に基づく区域外就学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 笠置町、和束町及び南山城村の区域外に住所を有する児童又は生徒を相楽東部広域連合立学校に就学させようとする保護者は、区域外就学申請書（様式第1号）を相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(基準)

第3条 教育委員会は、前条に定める申請があったときは、当該内容が、別表に定める許可基準のいずれかに該当するか否かを審査しなければならない。

2 区域外就学に際し保護者は、通学等安全面に関しては一切の責任を負うものとする。

(許可)

第4条 教育委員会は、前条に定める許可基準に該当し、かつ、教育上適当と認められると判断したときは、区域外就学を許可することができる。

2 教育委員会は、前項に定める許可を行うにあたり、当該児童又は生徒の住所を定める市町村の教育委員会に対し、区域外就学協議書（様式第2号）により速やかに協議し、承諾を得なければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により承諾を得たときは、当該児童又は生徒の保護者に区域外就学許可書（様式第3号）を交付するとともに、区域外就学通知書（様式第4号）により当該児童又は生徒が就学する学校長に対し通知するものとする。

(同意)

第5条 教育委員会は、政令第9条第2項の規定による他の市町村の教育委員会からの協議に同意するときは、区域外就学同意書（様式第5号）により通知するものとする。

(許可の取消し)

第6条 教育委員会は、区域外就学の許可を受けた児童又は生徒に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該許可を取消することができる。

(1) 申請に記載の事由に変更又は消滅があったとき。

(2) 申請書又は添付書類に虚偽の記載があったとき。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に教育委員会が区域外就学を許可したものについては、この規則の規定に基づき許可したものとみなす。

別表（第3条関係）

区域外就学の許可基準

区域外就学の事由	許可期間
学期途中で転居した場合	学期末まで
小学校6年生又は中学校3年生が年度途中で転居した場合	卒業まで
住宅の新改築等又は借家等への入居による転入予定の場合	予定日まで
上記以外の事由で、教育長が相当と認める場合	事由が存する期間

様式第 1 号

区域外就学申請書

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会 様

保護者氏名 ㊟

次のとおり区域外就学をしたいので許可くださるようお願いします。
なお、通学対策等に関しては、保護者が責任を持ちます。

児童・生徒氏名	男	年 月 日生		小 第 学年
	女			中
	男	年 月 日生		小 第 学年
	女			中
就 学 希 望 校	相楽東部広域連合立 学校			
就 学 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
保 護 者 氏 名		電話番号		
住 民 登 録 住 所				
旧住所又は居住地				
区域外就学を希望する理由（該当番号を○で囲む。） 1 学期途中のため 2 最終学年のため 3 転入予定のため（本来校： ） 4 その他（具体的に記入し、事実を証する書類を添付すること。） 添付書類：区域外就学に伴う通学時の事故発生時における責任に関する念書				

別添

区域外就学に伴う通学時の事故発生時における責任に関する念書

申請書に記載のとおり、この度区域外就学を希望するにあたり、通学途上において万一事故が発生した場合、その責任は全て保護者が負うことを確認し、念書を提出します。

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会 様

保護者氏名	Ⓜ
対象児童・生徒氏名 (	)
(	)

通学路の略図

通学方法：具体的に…

様式第 2 号

区域外就学協議書

第 号
年 月 日

教育委員会 様

相楽東部広域連合教育委員会
教 育 長 ㊟

次の児童・生徒の区域外就学について、当教育委員会は差し支えありませんが、学校教育法施行令第 9 条第 2 項の規定に基づき協議します。

児童・生徒氏名	男	年 月 日生	小 第 学年
	女		中
	男	年 月 日生	小 第 学年
	女		中
就 学 希 望 校	相楽東部広域連合立 学校		
就 学 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
保 護 者 氏 名		電話番号	
住 民 登 録 住 所			
旧住所又は居住地			
別紙：区域外就学申請書の写し			

区域外就学許可書

第 年 月 日 号

様

相楽東部広域連合教育委員会
教 育 長 ㊟

次のとおり条件を付して、区域外就学を許可します。

児童・生徒氏名	男	年 月 日生	小 第 学年 中
	女		
	男	年 月 日生	小 第 学年 中
	女		
就 学 希 望 校	相楽東部広域連合立 学校		
就 学 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
保 護 者 氏 名		電話番号	
住 民 登 録 住 所			
旧住所又は居住地			

様式第4号

区域外就学通知書

第 年 月 日 号

相楽東部広域連合立 学校長 様

相楽東部広域連合教育委員会
教 育 長 ㊟

次の児童・生徒の保護者から区域外就学申請書が提出されており、 教育委員会と協議の
うえ承諾を得て、本日付けで許可したので通知します。

児童・生徒氏名	男	年 月 日生		小 第 学年
	女			中
	男	年 月 日生		小 第 学年
	女			中
就 学 希 望 校	相楽東部広域連合立 学校			
就 学 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
保 護 者 氏 名		電話番号		
住 民 登 録 住 所				
旧住所又は居住地				
別紙：区域外就学申請書のとおり				

区域外就学同意書

第 号
年 月 日

教育委員会 様

相楽東部広域連合教育委員会
教 育 長 ㊟

次の児童・生徒に係る学校教育法施行令第 9 条第 2 項の規定による協議については、同意します。

児童・生徒氏名	男	年 月 日生		小	第 学年
	女			中	
	男	年 月 日生		小	第 学年
	女			中	
就 学 希 望 校	学校				
就 学 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
保 護 者 氏 名		電話番号			
住 民 登 録 住 所					
旧住所又は居住地					
別紙 区域外就学協議書のとおり					